

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局:総合通信基盤局電波部電波政策課

権限付与及びそれによる事業の概要	総務大臣の指定を受けて混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項についての照会及び相談に応ずる等の業務		
根拠となる法令・条項	電波法第102条の17	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	電波法第102条の17第2項の業務を適正かつ確実に行うことができる認められるもの	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人電波産業会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>当該業務について、権限付与法人が1つである必要性は無いものの、実体上一者指定となっていることから、「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査〈調査結果に基づく勧告〉」(平成24年7月31日、総務省行政評価局)(以下、「勧告」という。)において、チェックが行われ、以下の勧告がなされた。</p> <p>＜勧告要旨＞</p> <p>権限付与に係る透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。</p> <p>また、複数者指定等が可能な制度のうち、実体上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。</p> <p>(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000060734.html)</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>勧告を受け、総務省ホームページにおいて指定の基準についての説明を明確にし、参入促進の取組を行った。(http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/sokusin/index.htm)</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>平成25年1月現在、参入を希望するものはないが、引き続き、インターネット(総務省ホームページ)等により当該業務に関する周知を行い、参入促進を図る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	<p>勧告を受け、引き続き、インターネット(総務省ホームページ)等により当該業務に関する周知を行い、参入促進を図る。</p>		